

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

(平成 28 年 6 月 9 日 午後 1 時 00 分)

●議長 (小林幸雄) それでは、会議を再開いたします。
通告の 3 荒井賢蔵議員。

- 1 町長の政治姿勢について
- 2 生活改善について
- 3 農業委員会制度について

議席番号 13 番・荒井賢蔵議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 議席番号 13 番・荒井賢蔵です。質問に入る前に、過日の熊本地震により亡くなられた皆さんに、お悔やみを申し上げ、また被害に遭われた皆さんに、心より、お見舞いを申し上げます。今なお避難所で生活している人、仮設住宅などでお暮らしの皆さんをはじめ、被災された皆さんが、一日も早い平穏な生活に戻られることを望んでおります。また、当町においても、いつこのような地震に見舞われ、同じような状況になるかもしれません。行政として、備えを万全にしていけることを強く望んで、質問に移ります。

まず始めに、生活改善について伺います。

当町には、ずっと以前から、生活改善の申し合わせが根付いてきていました。今は、結婚式も派手になってきましたが、当時、公営結婚式が定着していた時期もありました。また、お悔やみについても、思います。お斎に付く人以外は、皆生活改善でのお参りが定着していました。それが今、なし崩し的になってきているように感じているのは、私だけでしょうか。

そこでまず、町長に、伺います。町長は、この生活改善、そのことについて、どのような見解をお持ちでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 荒井議員さんにお答えをさせていただきます。今、現行の中での生活改善に対する見解ということでございます。

その前にと言いますか、私自身も、当時の生活改善、公営結婚をした人間でございます。また今、生活改善も、いろいろな生活態様等々変わってきておりますけれども、基本的に今、議員さんがおっしゃられたように、一つの大きなと言いますか、歯止めという言い方は、ちょっと言い方が違うかもしれないんですが、それぞれの場面場面における生活改善というのは確かに、以前ほどは徹底はしていないというように思うわけでありまして、少なくとも今まだ、告別式等々においても、一つの窓口が設けられるというようなことございまして、一定の派手さがと言いますか、多くの負担になるということでない意味においては、一定の効果と、それからその事業については、それなりのま

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

だ、町民の皆さんにも意識はあるかなというように思っています。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 私、町長が今言ったように、この生活改善、非常に大事だろうと、こういう時代だからこそという思いもあって、この問題を取り上げたわけですけども、私は、生活改善の始め、最初はどうだったのかなと、どうしてこういうようなことをやってきたのかなという経過については知りませんが、やはり当時、行政が指導をしてそのようになってきたのではないかなというように推察をします。安倍総理は、企業が世界で一番活躍しやすい国づくりを公言し、大企業が儲かれば、いずれ庶民にも儲けの一部が滴り落ちてくると言っていますが、一向に滴り落ちてくる感じはありません。年金は減らされる、社会保障は改悪、改悪と言うといけないから、改善されるでは、生活実態は、厳しさを増しています。こんな状況だからこそ、生活改善が大切だというふうに思います。是非、行政の指導の下、もう一度しっかりと、生活改善の申し合わせが徹底するように動いてほしいと思いますが、町長の考えをお伺いします。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) その思いと言いますか、生活改善の成り立ちから始まって、今に至る思いも含めて色々な中で、簡素で、しかも心のこもった、それぞれのお付き合いができるように、そういった慣習を盛り立てましょと、こういったことが趣旨だったろうと思うんですね。ですから、そういう意味では、今もう徹底はしてない、先ほども言いましたけれども、それぞれ徹底というふうには、なっていない状況かなとは思いますが、一つの大きな思いと言いますか、町民の皆さん方お持ちだろうと思うんです。そのことを、どういうふうにもまた、徹底と言いますか、こういうふうにしましょという、町民の皆さん方にお知らせをしながら、もう一度、現代に合ったと言いますか、大変いろいろに生活態様も変わり、そしてまた、先ほども言いましたけれども、結婚式等々もずいぶん、いろいろな方法でも行われているということでございますので、そういったことも含めて、その趣旨というものは、しっかりとまた、何らかの機会に、お互いに認識をしていただくというようなことを、社会福祉協議会を通じるのがいいのか、町がやるのがいいのか、その辺を含めて、また検討をさせていただきたいと思えます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 町長の今の答弁を聞くと、私と同じような考えを持っているなと思えました。是非、この生活改善を再度、皆に定着するように、そういう動きを是非、行政として行ってほしい。そして、町長も言いました、それをやるのが、どこがいいのか、社協がいいのか、どこがいいのか、そこはまた検討をしてもらって、そういう以前のような委員会的な、そういうものを立ち上げることがいいのか、そこも含めて検

討をして、是非制度そのものを、本当に派手でないけれども、しかし、気持ちの込もったお互いの、そういうコミュニティーというか、そういうものが定着するような、そういうことを是非やってほしい、行ってほしいと思うので、その辺のところを、是非行政として検討してほしいなと思います。

次に、農業委員会関係について、伺います。

昨年の国会で、農協改革関連法の一環として、農業委員会等に関する法律の改正が成立しました。そこで、そのことにより、町の農業委員会が、どのように対応をするのかを確認したいと思います。

始めに、農業委員会について、性格や位置づけについて確認したいと思います。農業委員会は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するために、農地が一定面積以上ある全ての市町村に設置されてきました。そして、その性格の一つは、農地法などに基づく、農地行政を主に行う行政委員会です。もう一つは、委員の多数が農民の直接選挙で選ばれる公選委員であることや、農民の意見を農政に反映することが業務の一つとされていることから、農民の代表機関という性格を持っていることです。今まで何度か改正されてきましたが、この農民の代表機関としての性格は維持されてきたと思います。

そこで、町長に伺いますが、町長は農業委員会をどのように見ているのか、農民の代表機関として見ているのかどうか、伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 農業委員会の果たす役割というのは、大変重要な役割を果たしてきているというように思います。一つは農地の適正化等々の問題、そしてまた今、農地の集約化等々も含めて、時代時代に合った農業の、農地管理も含めての任務と言いますか権限を、行政委員会としての農業委員会が、そのお立場で果たされているということについては、私は、大変御苦勞を頂いているなと思っておるところであります。以上です。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 昨年の改正では、法律の目的から「農民の地位の向上」を削除し、委員の公選制を廃止し、意見の公表、建議を業務から削除するなど、農業委員会の、農業者の民主的な機関としての性格を法律から消し去り、全く制度の根幹を変質させてしまいました。そこで、これらに関して、少し具体的に聞きたいと思います。

まず、「農民の地位の向上」を削除し、農地利用の最適化を行うために指針を定めることを業務としましたが、指針はどうなるのでしょうか。信濃町、できたか伺います。また、できているなら、そのことを皆に周知すべきと思いますが、どうですか。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 農業委員会の事務局長という立場で、お答えをさせていただきます。

指針の関係でございますけれども、今年度の農業委員会の制度が変わるということで、今現在の任期が、28 年度末で終わるということでございますので、農業委員会の人選関係、そういうことの制度的な部分について、農業委員会の方で、人数的な定数などの状況を検討しているところでございます。今度新たな、農業委員のほかに、農地利用最適化推進委員という委員さんを、農業委員会が新たに委嘱することになりますので、29 年度から始まる制度における段階で、最適化推進委員さんの意見を聞く中で、そういう指針を新たに作っていきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆13 番（荒井賢蔵） 最適化委員については、もうちょっと後で伺いたいと思います。

次に、公選制の廃止について伺います。公選制は、農家の代表機関としての農業委員会の性格を保障する基本的な制度です。そのことは、農地の所有者や耕作者から委員が信任され、その意見を農地行政や農業振興策に反映させる上で、不可欠とされてきました。そして、今までの公選制が不都合だという声は、農業委員会や農家から全く聞いたことがありません。何かそのような声が、行政には聞こえましたか。聞こえていますか。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 公選制を今まで取っていたわけなんですけれども、農業委員会の状況を見ると、選挙を行っていないで選ばれている、という部分が非常に多いという中で、今回改正の中で、公選制を廃止して、町長が議会の同意を得て選任するという、任命の方式に変わったものであります。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆13 番（荒井賢蔵） そのことも、後で触れようとは思っていたんですけども、確かに、公選制は敷いているけれども、実際選挙は、やったことはないんですよ。一度、過去にあったというような話は聞いておりますけれども、私になった頃でも、全て調整していましたから。ただ、後でも言おうと思っていたんですけども、これ先になってしまうんですが、例えば自薦だとか、そういうことも、公選制を敷いていれば可能なんです。ちょっとあまり、そっちの方へ行っちゃうと、私のストーリーとは違っちゃうもんですから、ちょっと戻しますけれども、私は、公選制は最も民主的だと、少なくとも、選挙は行ってはこなかったけれども、そういう制度そのもの、これは非常に民主的な制度だというふうに、私は思うんですよ。その点について、町長、どうですか。町長は、どう思いますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私自身は、今までの制度が、いわゆる公選という部分において、悪いのか良いのかと言われれば、そんなに悪いところは、なかったんじゃないかなと思っております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 私もそういう考えであって、一緒なんですよ。決して、公選制が駄目だというように思ったことは、一度もないわけです。それで、これまで公選委員とは別に、農協、それから土地改良区の代表や、信濃町の場合は議会からは出していませんが、以前、定数が多かった頃には議会からも代表を出したこともあったわけですけども、今は農業委員の定数が少ないために、議会からは出していません。しかし、そういう人たちが、選任される委員もありました。その制度がなくなり、今度、市町村長の任命委員に一本化されると、そういう制度にするんだ、ということでもありますから、そこで町長に伺いますが、町長は、具体的にどのような基準で人選をし、任命をするのか、ここを伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) その前の段階で、今、法律が変わった農業委員会制度について、農業委員さんの選出の問題も含めて、例えば今 18 名でしたか、農業委員さんがおいでです。それで、今度の新制度の中で何人にするのがいいか、そしてまた、その中身が法律的にも定めがあるわけですから、認定農業者が過半数以上とか、そしてまた女性、青年等、積極的に登用するようとか等々、あるわけであります。ですから、その辺もしっかり今、農業委員会の方に、私の方からは、その道のプロとして、今後どうあるべきか、ということをお農業委員会にお願いをして検討をしていただいて、方向性が出つつあるというような状況ですので、その上に立って、今御質問のことになってこようかとも思いますので、現段階ではそういうことで、制度改正に伴って、29 年度改選の時期に合わせて、どういうメンバーと言いますか、構成、人数も含めて検討をしているところでございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 任命制になれば恣意的な人選になる懸念も否定できない、こういうふうに、農業委員会系等組織、これが、公選制の維持を強く主張しておりました。この点について、どうでしょう。絶対にそういうことはないんだという、保障する、そういう懸念をされる、恣意的な人選になる懸念も否定できない、という心配する皆さんがい

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

たわけですよ、この制度を改正するにつけて。そういうことはないんだというような、絶対そんなことはしないという、保障する、何かそういうようなものはありますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) それは、法律に基づいて、趣旨をまず理解して、次のステップに行くわけですから、そのことの中で、大前提となる法律の趣旨を十分考えるならば、そういう運用にはならないんじゃないかなと、思っています。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 改正前は、自薦でも出ることができたんですよ。先ほどの公選制ですから。こここのところ、今度はどうなりますか。私が最初に農業委員になったときは、国の農政に不満があって、自分で農業委員になろうということで、自分で立候補をしたんですよ。結果的に、地域の推薦ということになりましたけれども。しかし、そういうふうに、今の農政についてとか、いろいろな農業に対する思いを持った人が、自分で農業委員になりたいという思いの人が入れるかどうか、なれるかどうかということが、非常に大事だろうと思うんですけども、こういう人が、自分で立候補しようと決意した、こういう人が立候補して、農業委員になっていくことが可能なのかなのか、これはどうでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 制度の変更の趣旨の中に、いわゆる委員さんの選考に当たっての部分として、公募による委員というようなものもあるというふうに、私、今の段階では聞いておるわけでございます。したがって、その辺ではそういったことは、カバーできるのかなというふうに思っています。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) そういう公募の委員も登用するんだよというようなことであれば、この辺はきちっとカバーできるということでございますので、ひとつは安心をいたしました。

従来、大きな意義あるものとなっていた農業委員会の所掌事務から、農業及び農民に関する事項についての意見の公表、他の行政庁への建議等を削除しました。以前私は、農業委員の頃にでも、建議や意見書の提出は何度か行ってきましたけれども、今まさに、例えば TPP に対しての意見書など、大いに力を発揮しなければならない情勢下であります。農業委員会が農民の声を代表する重要な役割を果たす、まさにそのことが強く求められる情勢の中で、削除するなどは、あってはならないことだと、私は思うんですけ

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

れども、町長の見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今のそういった部分が削除されたかどうかということ、私、そこまでの細かいことを承知しておりません。しかし、農業委員会という一つの行政委員会でありますから、そういった中では、今後何らかの方法も、ありうるのだろうなというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 削除していることについて、課長は分かっているよね。どうですか。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 建議については、削除されておりますけれども、改革後につきましては、農地等の利用の最適化に関する施策について、PDCAサイクルを回して改善していくため、必要のある場合には、関係行政機関に対し、施策の改善意見を提出することができるというふうになっておりますので、その辺はフォローされていると思っております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) そこも後で、そのことを、やっぱり言おうと思っていた部分なんですけれども、確かにできるわけですよ。ただ、一般的に、そういう建議や何かも、できる、とはしているけれども、しかし、基本的には削除というような方向へは、なったわけですからね。できるとはしているけれども。そのところが非常に大事なんだと思うわけなんですけれども。

次に行きますけれども、新たな柱として、農業委員会とは別に、先ほど言った農地利用最適化委員の制度が導入されました。これにより、農業委員の定数が減ることになりますね。信濃町としては、最適化委員と農業委員の人数はどのようになりますかね。また、農業委員会と農地利用最適化委員の関係、性格、これを説明願いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 人数につきましては、農業委員会の方で、町長の依頼を受けて、検討するようにとのこととやっております、具体的にちょっと人数は出せない状況でございますが、定数については、条例で決めなさいということになっておりますので、今現在、スケジュール的には9月議会を目指しまして、検討して、議会の方へ提

出をしたいというように考えております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) まだ、決まっていなくてはいない。しかし、減らす方向で、検討はしていると。大体どの程度のことを考えているのかということと、最適化委員との人数的な関係、これについてはどうでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 基本的には農業委員さんについては、法の関係では一応、原則、半数程度にしなさいということではありますけれども、半数ではちょっと少ないということで、活動的な部分を見て、半数まではいかない範囲で、今検討をしているところでありまして。最適化推進委員さんにつきましても、地区ごとに、区域を決めるということになっておりますので、特に最適化利用ということで、集積のなかなか進まない所について、どういう所で人数を増やしたら良いのか、それは農業委員さんと一緒に活動をしていくようになりますので、そこら辺、合わせる形で、地区ごとに検討をしているところでございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 性格、農業委員会と最適化委員の性格、片方はこういうことをやって、片方はこういうことをやるんだよというような内容で、ちょっと分かりやすく説明願います。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 農業委員さんにつきましては、毎月 1 回の定例会を行っておりますけれども、基本的には農地の許可ですか、農地転用の許可ですとか、そういう部分などをみていただくんですけども、最適化推進委員さんにつきましては、基本的に、担当地区を定めまして、地域の農業者等の話し合いを推進しまして、農地の出し手、受け手のアプローチを行う中で、農地利用の集積、集約化を推進して、遊休農地の発生防止、解消を推進するというところで、現場の活動が主になります。ただ、推進委員さんだけでは、人数的にも厳しいですので、農業委員さんも一緒に合わせる中で活動を進めていくということで、主な推進委員の仕事は、そういうことを推進してもらいます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) ちょっとこれ、今の農業委員会と新しい制度とは異なるんだけど

も、今年の3月に、農業委員会から農家に対して「農用地の利用意向調査について」という文書が出されましたよね。内容はご存じだというように思うので、ここでは言いませんけれども、この中に、勧告が行われると、当該勧告の対象となった農地の固定資産税の評価額が上昇し、固定資産税が増加することとなりました、というふうあります。しかしこういう土地は、どちらかと言うと、機械が入りづらかったり、非常に耕作しづらい、そういう適さない、そういう所が多いというように思うわけですが、それでも、こういう対応をするのかどうか。私は、固定資産税など上げるべきではないと考えるんですけども、これについて見解を求めます。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 農業委員会では、農地法第30条に基づきまして、管内全ての農地について、利用状況調査を行うよう求められておりまして、その調査の結果を、遊休農地及び遊休化のおそれのある農地の所有者に対して、利用の意向調査を実施して、今後の農地利用の意向を確認することになっておりまして、先ほども申されたように、今年3月に、関係する、以前に農業委員会で調査したデータに基づいて、関係者に意向調査をお願いをしたところであります。一応、5月30日を提出期限としておりますので、今集計をする中で、未回答の方もいらっしゃいますので、今後対応をしていくわけがありますけれども、これにつきましては、やはり議員申されるように、畑なども、道がなく真ん中にあるような土地を、どういうふうにしたらいいのかとか、いろいろな相談が来ている状況であります。そんなこともある中で、個々の農地の状況というのが違うものですので、そこら辺についてはまた、農業委員会の中で、今後勧告をどういうふうにするかという部分は、やはり課税の公平性、これは町の方からの課税でありますので、こちらの方から何とも言えない部分でもありますけれども、そういう公平性が保たれるかどうかという部分も、農業委員会の中でも判断をする中で、税務の担当の方とも相談をする中でも、やっていきたいと思っておりますので、今のところ、今後どうするかということは、今の集計の中で検討をしていきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆13番（荒井賢蔵） 町長、今の私と課長のやり取りを聞いていて、おおよその内容は分かっているんだろうと思うんですけども、今のことについて、町長としてどう考えるか、ちょっと町長の考えを聞きたいと思うのですが。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 実は、私もまだそこまでの細かな分野について、承知していない部分があるんですね。固定資産税云々という話もありますが、要は、今3月に農業委員会がなされてという部分については、長年の中で放棄したと言いますか、耕作ができない

ような所も、しっかり把握しましょうと、本当に農地として耕作をしている、管理をしている、そういう所を、まずしっかり把握しましょうということでの調査なんだろうと思いますが、これまた後で、農業委員会長がいますから、お尋ねいただければいいのですが、その中で、税制そのものについても、今後の中で法律が前提ですから、その法律に基づいて行っていくというのが、我々の立場でもありますから、状況をしっかりと見ながら、あまりと言いますか、法令違反をしない、負担も増えないというようなことを中心に、どうできるかというのが、やっぱり法律の範囲で考えていくべきことなんだろうと思います。最終的には、もう少し私自身も、勉強をさせていただきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 先ほども言いましたけれども、作りづらかったり、いろいろ理由があって、耕作していない土地なわけです。そういう所を調査することは、非常に大事なことだというふうに思うので、調査することはいいんですけれども、そのことによって、それを、固定資産税を、作らないから固定資産税を上げるよというようなことは、やはり、するべきではないんじゃないかなというふうに思うわけですが、もう一度、そのところ、どうでしょう。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) これ、28 年度の税制改正大綱で、新たに農地を、遊休化している農地を有効活用しようという目的で、国の方が、そういう遊休農地化されている農地を減らすために課税、農地の固定資産税を 1.8 倍にするというような形でのものがあります。先ほども言いましたけれども、本当にいろいろなケースがありますので、そこら辺やはり、私が言うべきあれではないんですけれども、課税するという立場ではないんですが、本当の課税の公平感が保たれるかどうかという部分は非常にありますので、そこら辺は、農業委員会としても、勧告については、慎重に対応をしていきたいというふうに考えていますし、委員会の中で判断する、判断させていただきたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 先ほども言いました。調査することは大いに、実際どうなっているかという、しかし、実際作れないで、遊休荒地になっているのは、それなりの理由があってということが多いというふうに思うので、是非そのところは十分加味してやってほしいと思うわけです。固定資産税がそのことによって上がることのないように、是非やってほしいというふうに思います。

一応ちょっとお願いですけれども、私、通告の中で、農業委員会長に意見を求めると

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

いうように書いてなかったんですよ。答弁は町長というようにしてあったんですけども、農業委員会長が答弁願えれば、ちょっと農業委員会長に聞きたいということがあるんですが、いかがですか。

●議長 (小林幸雄) いいですか。はい。じゃあ、やってください。

◆13 番 (荒井賢蔵) ありがとうございます。先ほど、課長が言いました昨年の法改正で、意見書や建議が削除された。しかし、政府は建議することも可能だよというふうにも説明をしているんですね、中で。この農民の立場で大いに意見や建議を行っていく、そういう必要がある、こういうような時には、農業委員会として、農民の立場を考えて、意見や建議をしていく考えがあるのかどうか。会長さん、お願いします。

●議長 (小林幸雄) 須藤農業委員会長。

■農業委員会長 (須藤照雄) 御質問にお答えをしたいと思います。建議の方につきましては、先ほども、法改正がなされて、できないということが決まりました。ただ、先ほども事務局の方で、お話し申し上げましたけれども、法6条の第2項の関係について、お話しできるんだよということをお話を申し上げました。それは、農地等の利用の最適化というところでもって、それが担保をされたという、私ども、考えています。よって、それほど出れば、私どもの方でも、長の方に対して、このようなことについて、いかなものかということでもって、意見を打診することはできるというふうに考えてございます。以上でございます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) 建議は、町に対してもできるし、県や国に対してももちろんできるわけですけども、是非、この農業委員会として、農民の立場を考えて、必要だなというふうに思うような場合には、積極的に是非、やってほしいというふうに思うのですが、よろしく願いいたします。

信濃町の農業委員会が、引き続き、農民の立場で、一番の法の指針があるように、農民の立場で活動することを願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

町長の政治姿勢について、伺っていきたいというふうに思いますけれども、安倍総理は、今度の参議院選で、憲法改正の発議に必要な勢力を確保した上で、憲法9条などを変えようとしております。そのように報道されておりますが、現在の憲法は、平和憲法であることは、誰もが認めるところだというふうに思います。日本国憲法の前文を読めば読むほど、素晴らしい内容だなと分かります。憲法前文の最初に、このようになっております。「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって

自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」。このように、政府の責任で、戦争をすることはしないんだということを、はっきりとうたっております。しかし、安倍総理は、憲法解釈と今までの政府見解とは変えて、閣議決定で、この集団的自衛権を行使することができるとしております。多くの国民が、なぜ安倍総理は戦争をしたがっているのかなと心配をしております。そして、多くの国民が、現憲法が平和憲法であることを認め、戦後の平和は憲法があるからだというふうに思っております。私は、そのことをしっかりと認め、今の憲法を変えてはいけないというふうに考えておりますが、町長は、今の憲法は平和憲法だとお考えでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 荒井議員さんの、確か昨年ですかね、6月会議でも、私、同じような御質問を頂戴したんじゃないかなと思います。そこでお答えをさせていただきましたが、現行憲法については、それこそ中学校の授業でも教えられた三大原則があるわけがあります。主権が国民であること、そしてまた、今言いましたように、人権を尊重するんだということ、そしてまた、平和主義を貫くということの、大きな三つの原則の中で、現行憲法が制定されているということでございまして、そういった意味では、まさにこの戦後の部分で平和憲法だというふうに、理解をしています。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆13番（荒井賢蔵） 以前も確か、そのように答弁をしていただいたと思いますが、平和憲法であるとするならば、憲法を変える必要など全くないというふうに、私は思うんですよ。そこで、町長、今の憲法の改正の動きに対して、そういう動きがあることに対して、どのように考えますか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） マスコミ等も通じて、憲法の改正の動きがあるという、そういった言葉については、私は承知しています。しかし、その中身等々については、全く承知しておりませんので、それ以上のコメントはできません。

●議長（小林幸雄） 荒井議員。

◆13番（荒井賢蔵） 私もそういう意味では、マスコミを通じてでしか、なかなかそういう状況は分かりません。実際分かるのは、安倍総理をはじめ、一部のそういう地位にいる人たちだろうというふうに思うんですけれども、中には憲法9条を変えたいというふうに考えている人がいるということは、マスコミでも報道をされていると、私は思うわ

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

けですけれども、それについて、9条を変えることについて、町長はどのように考えますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 何と言いますか、結論的に言って、まだ具体的にそういう話が出ていない、仮定の話も含めて、そういう話については、私自身がまだお答えする立場じゃないというふうに思っていますし、前段申し上げましたように、現行憲法については、おっしゃるように平和憲法なんです。そういうことを、再度申し上げさせていただきます。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) だからね、平和憲法というふうに、私は思いますよ。だから、変える必要がないんじゃないか、と考えるかどうかなんです。町長、そう考えているかどうかを聞いているんです。そういうことを言う立場にないという、そういう問題ではなくて、町長自身が、どういうふうに考えるか。憲法を平和憲法と認めている、今町長、そういうふうに答弁をしました。今の平和憲法だから、変えることはいらぬというふうに考えるかどうかということを、私は、町長個人の考えとして、聞いているわけですから、そこははっきりと、そういう立場にない、なんて言わないで、そういう立場なんです。是非お願いします。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) ですから、私が言っているのは、今の、現行憲法は三原則の一つに平和主義を貫いている憲法だということですので、そういう立場で、今後どういうふうに、今、荒井議員もおっしゃいましたが、マスコミでそういう動きがあるとか、ないとかという話も、マスコミを通じて承知しているということをおっしゃいますが、私もそういうレベルでありますから、それ以上のことは、申し上げられないことでもあります。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) どうも町長、私が聞きたいことがなかなか答弁として返ってこない。つい、逃げてるようにしか取れないんですが、実際、平和憲法だから変える必要がないというふうに私は考えるかどうか、というふうに、町長に、答弁してほしいんです。正直、そういうふうに答弁できないですか。町長として、個人として、どうでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 申し上げますと、私は、ですから、そういう意味において、今の段階で、そういう知見を持っていませんので、何とも言えない。現行憲法はそういう憲法ですよということを、再三、申し上げているところであります。

●議長 (小林幸雄) 荒井議員。

◆13 番 (荒井賢蔵) これ以上やっても一緒ですから、やめにしますか。第 99 条には、憲法尊重擁護の義務があります。読んでみます。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」。このようになっているんです。当たり前といえば当たり前ですけども、そうしていない国務大臣がいることは、非常に嘆かわしい限りであります。特に、安倍総理にはもう一度、今の部分をしっかりと読んでもらって、あれしてもらいたいなど、私自身は考えますが、町長は平和憲法だというふうに思うので、しっかりと、本当は今の憲法を変える必要がないんじゃないかと自分は思う、という答弁を聞ければ、最高に良かったんですが、そこまでどうも言っていたけなかつたんですけども、しかし、平和憲法だと認めるということは、私が言うような、そういうことを意識しているんだろうなど、私なりに解釈させていただきまして、いつまでもこの考えを持ち続けてもらいたいというふうに思うわけです。是非、そういう憲法のそのことについて、私はそういうまだ知見がないということを行っていますけれども、しっかりとまた考えていただいて、いずれまた、この場でお聞きする場面も出るかもしれません。その時にはしっかりと、私はこう思うというようなことを、答弁願えればと思います。

ちょっと時間が大分残りました。けれども、私の質問を、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

●議長 (小林幸雄) 以上で、荒井賢蔵議員の一般質問を終わります。

この際、2時まで暫時休憩といたします。

(平成 28 年 6 月 9 日 午後 1 時 51 分)